

週休 2 日制適用工事について

1 目 的

平成 30 年に労働基準法の改正があり、週 40 時間の労働時間を超える時間外労働時間の上限が規制され、平成 31 年 4 月から施行されましたが、建設業等においては 5 年間の上限規制適用への移行期間として猶予されており、令和 6 年 4 月からの適用となっています。

それに対応するため、甲府市では令和 5 年 4 月より「完全週休 2 日制を確保するモデル工事」の試行を「発注者指定型」により行い、公共工事の品質確保のための担い手の育成・確保を図るための取組みの一つとして進めて参りました。

本年 3 月末日で労働基準法の猶予期間が終了するため、週休 2 日制モデル工事の試行運用を終了し、4 月より別紙のとおり「週休 2 日制適用工事実施要綱」を定め、運用して行くものです。

2 概 要

(1) 対象工事

甲府市及び甲府市上下水道局が発注する全ての工事とする。

ただし、次のいずれかに該当する工事は、対象外とする。

- ①現場施工が 1 週間未満の工事
- ②災害復旧工事のうち、緊急を要する工事
- ③現場条件や完成期日等、施工条件が厳しい工事

(2) 告知方法

契約課告示文の「一般競争入札 公告個別事項（工事概要欄）」に「週休 2 日制適用工事」項目を追加し、「適用工事、又は除外工事」の記載をする。

(3) 評価方法

工事完了時の工事成績採点表作成において、別表「週休 2 日制適用工事の取り組みに対する考査事項」に定める要件を満たしていれば加点する。

なお、4 週 6 休未満となった工事については、3 点減点する。

(4) 適用工事に対する設計変更について

工事設計時に別紙「週休 2 日制適用工事に要する費用の計上について」を適用して経費を増額しているため、補正係数の適用条件を満たしていなければ設計変更を行い、その経費について減額する。

(5) 総合評価落札方式に関する事項

特に加点項目は設けない。

(6) 既に「完全週休 2 日制を確保するモデル工事」が適用されている工事について

「週休 2 日制適用工事実施要綱」の適用は受けないものとする。

(7) 実施時期

令和 6 年 4 月 1 日より

以 上

総務部契約管財室指導検査課扱い